



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*65 和歌山県情報公開審査会規則の一部を改正する規則 (総務学事課) ..... 1

### ○ 告示

1375 産業廃棄物処理施設の設置許可申請 (循環型社会推進課) ..... 1

1376 生活保護法による指定医療機関の変更 (福祉保健総務課) ..... 3

1377 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し (長寿社会課) ..... 3

1378 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課) ..... 3

1379 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 ( " ) ..... 4

1380 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課) ..... 4

1381 保安林の指定の解除予定 ( " ) ..... 4

1382 保安林の指定解除予定の通知 ( " ) ..... 4

1383 公共測量の実施 (技術調査課) ..... 5

1384 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 5

1385 道路の供用開始 ( " ) ..... 5

1386 道路の区域変更 ( " ) ..... 5

1387 道路の供用廃止 ( " ) ..... 6

1388 道路の区域変更 ( " ) ..... 6

1389 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 7

1390 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課) ..... 7

### ○ 正誤

平成24年11月13日付け和歌山県報第2406号和歌山県告示第1326号中 ..... 8

## 規 則

### 和歌山県規則第65号

和歌山県情報公開審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開審査会規則(平成13年和歌山県規則第93号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号を削る。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第1375号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき産業廃棄物処

理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要等を次のとおり告示する。

なお、この設置許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧する。

平成24年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、名称及びその代表者の氏名  
大阪府松原市天美東二丁目84番地の6  
株式会社三高産業 代表取締役 宮脇加代子
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
和歌山県紀の川市東毛字東中筋281番他8筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
ア 廃プラスチック類  
イ ゴムくず  
ウ 金属くず  
エ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
オ がれき類  
以上5品目（ア、エ及びオについては、石綿含有産業廃棄物を除く。）

- (5) 申請年月日  
平成23年9月29日

### 2 縦覧場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所  
和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課及び岩出保健所衛生環境課
- (2) 縦覧期間  
平成24年11月27日（火）から同年12月27日（木）まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く。）
- (3) 縦覧時間  
午前9時から午後5時45分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

### 3 意見書について

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者で生活環境保全上の見地からの意見のあるものは、次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 意見提出期間  
平成24年11月27日（火）から平成25年1月10日（木）まで（郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効）
- (2) 意見提出先  
ア 和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
E-mail:e0318003@pref.wakayama.lg.jp  
イ 岩出保健所衛生環境課  
〒649-6223 岩出市高塚209
- (3) 意見書の形式等  
ア 郵送、持参又は電子メールにより提出すること。





## 3 解除の理由 道路用地とするため

## 和歌山県告示第1383号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき南海電気鉄道株式会社取締役社長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基準点測量
- 2 作業期間 平成24年11月1日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域 橋本市（一部）

## 和歌山県告示第1384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海南市上谷字井戸尻734番9地先から同市上谷字井戸尻734番4地先まで	旧	3.87 } 13.07	98.57	(旧) 落合橋 L=10.65
同上	新	11.20 } 34.87	80.98	落合橋 L=13.01

## 和歌山県告示第1385号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市上谷字井戸尻734番9地先から同市上谷字井戸尻734番4地先まで

供用開始の期日 平成24年11月27日

## 和歌山県告示第1386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市中辺路町栗栖川字鷹ノ巣1215番9地先から同市中辺路町真砂字門谷316番地先まで	旧	10.20 } 36.60	275.70	現道
同上	旧	8.50 } 52.90	273.50	起点側仮設橋 L=57.0 終点側仮設橋 L=68.8
田辺市中辺路町栗栖川字鷹ノ巣1215番11地先から同市中辺路町真砂字門谷316番地先まで	旧	9.00	211.90	(旧) 仮設道
田辺市中辺路町栗栖川字鷹ノ巣1215番9地先から同市中辺路町真砂字門谷316番地先まで	新	10.20 } 36.60	275.70	現道
同上	新	8.50 } 52.90	273.50	起点側仮設橋 L=57.0 終点側仮設橋 L=68.8

**和歌山県告示第1387号**

次のように道路の供用を廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 311号

供用廃止の区間 田辺市中辺路町栗栖川字鷹ノ巣1215番11地先から同市中辺路町真砂字門谷316番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用廃止の期日 平成24年11月27日

**和歌山県告示第1388号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 岩田保呂線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡上富田町生馬字山王1403番14地先から同町生馬字山王1393番4地先まで	旧	2.90 ） 16.70	256.70	
同上	新	6.30 ） 35.40	251.50	

## 和歌山県告示第1389号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成24年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3191	海南市且来字馬場673番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田玉姫	平成 24. 11. 12	6.00 5.00	55.93 8.49

## 和歌山県告示第1390号

平成24年度道路保全課道路維持作業車（路面清掃車（ロードスィーパー））の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る調達物品の名称及び数量  
道路維持作業車（路面清掃車（ロードスィーパー））1台
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日  
平成24年11月13日
- 落札者の氏名及び住所  
株式会社庵田自動車商会  
和歌山市元寺町五丁目1番地
- 落札金額  
29,599,500円（うち消費税及び地方消費税の額1,409,500円）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
平成24年10月2日

## 正 誤

## 正 誤

平成24年11月13日付け和歌山県報第2406号和歌山県告示第1326号中

ページ	行目	誤	正
4	上から3	311号線	311号